

農業なんでもローン

手続簡単・審査もスピーディ

とにかく広いお使いみち！お借換にもご利用可能！

もっと家畜を導入
肥飼料購入が必要

ハウスが必要
農機具も必要

農地を広げたい
土地改良したい

農産加工に挑戦
器具等を修繕

農業経営の
相続税納付

農業のあれこれ“なんでも”ご相談ください。

固定
金利

(条件なし)

最大引下げ後
金利

年**0.90%**

店頭金利(固定)

年**1.60%**

店頭金利は平成30年7月1日現在の
ものであり、毎月見直しされます。

さらに

下記8項目について該当する率の合計で

店頭金利より**最大0.7%以内**で軽減します。

軽減適用条件

- | | |
|--|-------|
| ①JA岡山東内の農機センターで農機購入の方 | ▲0.5% |
| ②JAカードご加入の方 | ▲0.3% |
| ③JAカード本人以外ご加入の方(家族会員も含む) | ▲0.2% |
| ④給与振込、または年金振込(義祖父母まで)をご利用の方 | ▲0.2% |
| ⑤当JAの指定する口座振替3件以上ご利用の方 | ▲0.2% |
| ⑥JA自動車共済に新規加入の方(既加入者を含む) | ▲0.2% |
| ⑦JA長期共済をご契約されている方 | ▲0.2% |
| ⑧定期50万円以上(1年以上)お預け入れ、又は定積48万円以上(3年以上)ご契約されている方 | ▲0.1% |

※ご利用にあたっては、組合員ご加入のための出資が必要となります。審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

利子補給対象資金

本資金は、「JAバンク利子補給」の対象金です。当初借入額が100万円以上の案件に対し当初3年間、最大年1.0%の利子補給を行います。ただし、下限金利は0.2%となります。詳しくはお問合せください。

農業まるごと
使えて便利！



「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽に！

JA岡山東 ローンセンター ☎ **0120-928-005**
〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸426-8

詳しくは、ローンセンターまたはお近くのJA窓口までお気軽にお問合せください。

- | | | | |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 山陽支店 TEL 086-955-1221 | <input type="checkbox"/> 熊山支店 TEL 086-995-1261 | <input type="checkbox"/> 伊里日生支店 TEL 0869-67-0026 | <input type="checkbox"/> 吉永支店 TEL 0869-84-3161 |
| <input type="checkbox"/> 瀬戸支店 TEL 086-952-0511 | <input type="checkbox"/> 吉井支店 TEL 086-954-0311 | <input type="checkbox"/> 和気支店 TEL 0869-93-0127 | |
| <input type="checkbox"/> 赤坂支店 TEL 086-957-2121 | <input type="checkbox"/> 備前支店 TEL 0869-64-3381 | <input type="checkbox"/> 佐伯支店 TEL 0869-88-1131 | |

※ローンの詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しています。

担当/

「JAトータルプラン農業関連資金」商品概要

平成30年7月1日現在

項目	内容																					
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のすべての要件を満たす方 ①組合員の方（農業法人および農業を営む団体を含む）（農業者には、農業後継者および農業従事者を含む） ②借入日現在の年齢が20歳以上で、完済時の年齢が80歳未満の方 ③年収・所得が150万円以上の方（ただし、新卒者、転籍者の方は200万円以上） ④同一居住年数が1年以上の方（ただし、勤続（営業）年数が3年以上または本人持家（家族名義を含む）の場合は1年未満で可） ⑤自営業者の方は、本人持家（家族名義を含む）であること ⑥勤続（営業）年数1年以上の方（医師、弁護士、公認会計士、公務員は6か月以上）ただし、新卒者および年金受給者は除く ⑦返済比率が所定の基準以下もしくは、年間返済可能額が本ローンの年間返済額以上の方 ⑧所定の保証機関の保証が受けられる方 <p>（注）同居の配偶者、親または子の収入合算が可能（ただし、収入合算者は連帯債務者とする）</p>																					
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●農業関連資金 ①農地取得、土地の改良・造成などの資金 ②施設・機械器具の取得および整備などの資金 ③農家経営（家畜導入・育成）の資金 ④相続税 ⑤農機具借換資金 ⑥災害資金 																					
お借入金額	3,000万円以内（1万円単位）（災害資金は、1000万円以内）（ただし、組合が特に認めた場合はその額とする）																					
お借入期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">お使いみち</th> <th style="width: 30%;">返済期間</th> <th style="width: 30%;">措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地取得等</td> <td>25年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>30年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>機械器具、経営（導入、育成）</td> <td>7年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>相続税</td> <td>20年以内</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>農機具借換資金</td> <td>7年以内（既借入期間の残存年数以内）</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>災害資金</td> <td>5年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	お使いみち	返済期間	措置期間	農地取得等	25年以内	3年以内	施設設備	30年以内	3年以内	機械器具、経営（導入、育成）	7年以内	2年以内	相続税	20年以内	1年以内	農機具借換資金	7年以内（既借入期間の残存年数以内）	無	災害資金	5年以内	2年以内
	お使いみち	返済期間	措置期間																			
	農地取得等	25年以内	3年以内																			
	施設設備	30年以内	3年以内																			
	機械器具、経営（導入、育成）	7年以内	2年以内																			
	相続税	20年以内	1年以内																			
	農機具借換資金	7年以内（既借入期間の残存年数以内）	無																			
災害資金	5年以内	2年以内																				
お借入利率	当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。																					
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●「元均等返済」または「元金均等返済」で、次のいずれか ①毎月返済 ②毎月と6か月毎のボーナス返済の併用 ③年2回または年1回の返済 																					
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、担保は不要であるが、次の場合は担保が必要 ①農業関連資金で融資額が1000万円を超える場合 ②農外事業関連資金（無担保）の合計が500万円を超える場合 																					
保証	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県農業信用基金協会の債務保証を付す ●原則として、連帯保証人は不要であるが、次の場合はその者が連帯保証人となる ①収入合算者（連帯債務とした場合を除く） ②借入者以外から担保提供を受ける場合の担保提供者 ③法人における役員全員（団体においては構成員および役員） 																					
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●支払い方法は、原則として、一括前払いとする（ただし、分割払いも利用可能） ●保証料率 年0.18%～年0.68% 																					
お借入方法	●証書貸付とし、一括貸付により実行する																					
手数料	融資条件を変更する場合は、JA所定の手数料が必要																					
火災共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業関連資金で融資額が1000万円を超える場合は、融資対象建物に時価相当額および融資期間以上の火災共済（保険）を付保し、その共済（保険）請求権に第一順位の質権を設定する（ただし、質権設定を省略できる場合がある） (2) 火災共済（保険）掛金は、お客様が負担する 																					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 																					